

国と地方の協議の場（平成25年度第2回）
における協議の概要に関する報告書

平成25年11月

国と地方の協議の場に関する法律（平成23年法律第38号）第7条第1項の規定に基づき、この報告書を国会に提出する。

国と地方の協議の場（平成25年度第2回）における協議の概要

1 開催日時

平成25年10月11日（金） 18:35～19:42

2 場所

内閣総理大臣官邸 2階小ホール

3 出席者

内閣総理大臣 安倍 晋三（冒頭挨拶）

内閣官房長官 菅 義偉（議長）

総務大臣兼内閣府特命担当大臣（地方分権改革） 新藤 義孝（議長代行）

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

兼社会保障・税一体改革担当大臣 甘利 明（臨時議員）

東京オリンピック・パラリンピック担当大臣 下村 博文（臨時議員）

厚生労働大臣 田村 憲久（臨時議員）

財務副大臣 古川 禎久

全国知事会会長 山田 啓二（副議長）

全国都道府県議会議長会会長 水本 勝規

全国市長会会長 森 民夫

全国市議会議長会会長 佐藤 祐文

全国町村会会長 藤原 忠彦

全国町村議会議長会会長 蓬 清二

内閣官房副長官 加藤 勝信（陪席）

内閣官房副長官 世耕 弘成（陪席）

内閣官房副長官 杉田 和博（陪席）

内閣府副大臣 関口 昌一（陪席）

内閣府大臣政務官 伊藤 忠彦（陪席）

4 協議の概要

（1）協議事項

○2020年オリンピック・パラリンピック東京大会について

○平成26年度予算概算要求等について

○地方分権改革の推進について

○社会保障制度改革について

(2) 協議が調った事項

なし

(3) (2) 以外の事項

○2020年オリンピック・パラリンピック東京大会について

下村東京オリンピック・パラリンピック担当大臣から、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会について説明があった。それを受けて地方側議員から、オールジャパンで盛り上げ、様々な効果が日本全体にいきわたるよう、地方としても協力していくなどの意見が表明された。

○平成26年度予算概算要求等について

地方側議員より、特例加算を含む地方交付税の総額確保や地方一般財源総額の確保等について意見が表明された。

○地方分権改革の推進について

新藤内閣府特命担当大臣（地方分権改革）から、これまでの地方分権改革の成果や今後の進め方について説明があった。それを受けて地方側議員から、引き続き改革を進めてほしいなどの意見が表明された。

○社会保障制度改革について

田村厚生労働大臣から、法案の概要等について説明があった。それを受けて地方側議員から、社会保障制度に係る国と地方の役割分担等について意見が表明された。

(4) 協議内容

○挨拶等

(伊藤内閣府大臣政務官) ただ今から「国と地方の協議の場」を開催する。

本日の協議事項は、「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会について」、「平成26年度予算概算要求等について」、「地方分権改革の推進について」及び「社会保障制度改革について」である。甘利内閣府特命担当大臣（経済財政政策）兼社会保障・税一体改革担当大臣、下村東京オリンピック・パラリンピック担当大臣及び田村厚生労働大臣に臨時議員として出席いただいている。

(安倍内閣総理大臣) 今回は、平成25年度第2回目の「国と地方の協議の

場」である。地方にかかわる重要政策課題については、地方と連携して施策を推進していくため、引き続き、この「国と地方の協議の場」を活用していきたいので、よろしくお願い申し上げます。

地方の元気なくして国の元気はない。地域自らの発想と創意工夫により、魅力あふれる地域づくりを進めていくため、一連の地方分権改革のうち残された課題である「国から地方への権限移譲等」は、私の内閣において着実に実現していきたい。

また、2020年のオリンピック・パラリンピックの開催地が東京に決定したことは、我が国再生の好機である。皆様の協力を得て、この大会にオールジャパンで取り組み、成功に導いていきたい。

先日、私は消費税率を5%から8%に引き上げていくという決断をした。社会保障制度をしっかりと次の世代に引き継いでいくという待ったなしの課題に対応するためである。これに対して、新たな経済対策を中心に、国と地方を通じた「経済再生」と「財政健全化」を同時に達成する以外には道がないという確信の下に、この両方を果敢に実行していく。

本日は、これらに関連する4つのテーマについて、地方の立場から忌憚らない意見を頂き、協議が実り多きものとなることを期待したい。よろしくお願い申し上げます。

(山田全国知事会会長) 本日は、本年度2回目となる「国と地方の協議の場」を開催していただき、心からお礼を申し上げます。

特に総理は、ASEANから帰国して翌日ということで、大変お疲れの中、出席いただき、感謝申し上げます。また、東京オリンピック・パラリンピックについては、総理のリーダーシップの下に見事に招致に成功された。我々地方を挙げて、お礼とお祝いを申し上げたい。

先日、総理は消費税の引き上げと、それに伴う経済対策を発表された。私どもはこの大きな決断に対して、心から敬意を表す。この決断をこれからの素晴らしい日本の発展に結びつけるためにも、国と地方が協力して、成果ある対策を講じていかなければならない。特に地方においては、例えば大企業は大きな利潤をもたらすかもしれないが、雇用の吸収力は圧倒的に中小企業が担っており、地域の中小企業が雇用を支えている。

また、地方は、これからの成長を支える人づくり、教育や職業訓練、人材育成の面でも役割を担っている。さらに、医療福祉のように、弱い立場にある人、障害者の方々などに対する手当を講じていくのも地方である。

つまり、消費税の引上げにおいて、非常に厳しい立場に立つ方々に対して、効果的できめ細かな対策を講じていくのは、地方であると思う。それだけに、今、総理からお話いただいたように、地域の元気なくして日本の

元気はなく、このために我々は役割を果たしていかなければならない。この「国と地方の協議の場」を通じて、国と地方がしっかりと手を携え、日本の未来に明るい希望をもたらせるように努力していきたいと思うので、よろしくお願い申し上げる。

○協議事項（2020年オリンピック・パラリンピック東京大会）について
（下村東京オリンピック・パラリンピック担当大臣） 2020年に東京オリンピック・パラリンピックの開催が決まったということは、大変喜ばしいことである。地方公共団体、地方議会の支援も頂きながら、東京都、招致委員会、スポーツ界、経済界、政界を始め、関係者一丸となった、まさにオールジャパン体制による招致活動が実を結んだものであり、協力、支援に心から感謝申し上げます。

先月13日付で、総理から「東京オリンピック・パラリンピック担当大臣」の発令を受けた。担当大臣として、早速、先週の10月4日、内閣官房に「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室」を設置した。関係府省庁から24人に出向していただき、政府全体としてオールジャパン体制を構築し、大会の準備にしっかりと対応していきたい。また、本日は、関係府省庁の事務次官級の連絡会議を開催し、関係施策の抽出と課題の整理について指示した。

今日は、資料1-1を1枚紙で用意している。

2020年を、単なるオリンピック・パラリンピックの開催年ではなく、新たな成長に向かうターゲット・イヤーとして位置づけたい。7年後に目標達成することではなく、その先の日本を如何にして活力ある国にしていくかという視点で、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを考えていきたい。

まずは、大会の確実な成功のため、安全・安心で確実な開催のための準備とともに、7年後に活躍が期待される若い選手をターゲットとした選手育成・強化に取り組み、過去最高のメダル獲得を目指していきたい。

大会の確実な成功はもとより、「オリンピック・パラリンピック・プラス・ワン」をコンセプトとし、日本社会を元気にするための取組を社会総がかりで推進していきたい。つまり、東京だけでなく、日本全体を元気にするというコンセプトをつくっていきたい。

このコンセプトを「夢ビジョン2020」として打ち出し、各界の叡智を結集し、若者を始めとする国民の総参加により広げていきたい。先週、足元の文部科学省において、若手職員との検討を始めた。若手職員の柔軟な発想が次々と出ているが、関係省庁、そして国民の皆様からもいろいろな発案等を

出していただきたい。

我が国は、オリンピック招致の際に世界に示したように、様々な強みを持っていると思う。例えば日本人の勤勉性、協調性、思いやりの心などは、今回の招致においても「おもてなし」として高く評価された。また、クールジャパンとして世界を引きつける文化芸術や世界最高のものづくりの基盤技術、安全・安心で快適な社会基盤がある。

このような強みを最大限に生かしつつ、更に若者等に夢と希望を与える社会を実現するため、私としても各種施策について先駆的に展開している。具体的には、資料1-1の左下を御覧いただきたい。

第1に、社会参加型のボランティア活動の促進、海外留学の推進など、グローバル人材の育成を目指すための教育の充実である。

第2に、国際交流を通じてスポーツの価値を共有するスポーツ・フォー・トゥモローによる国際貢献である。

第3に、成長を支える科学技術イノベーションの創出である。

第4に、東京以外の日本各地で文化イベントを開催するなど、世界に誇る文化力のPRである。オリンピックではアスリート約1万人が東京を訪れるが、同規模のアーティスト1万人による全国津々浦々で、地域伝統を含め、文化芸術交流のイベントなどを通して、日本全体をあわせて「文化芸術立国」として世界にアピールするということを考えたい。

オールジャパンでは、官民一体により、防災・減災のまちづくりを始め、大震災、原発事故からの復興、交通網、都市基盤整備、国家戦略特区の活用、地域活性化等の充実が更に必要である。

この競技大会を一過性のイベントとせず、この機を捉え「夢ビジョン2020」の実現に向けて取り組み、日本社会再生のための大きなうねりを東京だけでなく、全国的に巻き起こしていくことが、東京で開催される2度目のオリンピックに、新たな価値を位置づける上で必要であると思う。また、今回の大会では、既にオリンピックのサッカーの予選会場として、北海道、宮城県、埼玉県、神奈川県スタジアムを使用することが決まっている。聖火リレーでは、全国の地域を聖火ランナーが走る。各国の代表選手団の事前練習のための合宿地やキャンプ地について、全国各地で誘致の要望があれば、全国展開できるような形も取りたい。

是非後世に語り継がれる素晴らしい大会とし、また日本そのものが更なる成長のため発展していく、うねりになるような位置づけをしていきたい。皆様方と共に、全力で取り組んでいく。

(山田全国知事会会長) 資料1-2「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会について」という形で、六団体に意見をまとめた。

今、大臣から話があったように、我々は、東京オリンピック・パラリンピックの開催を、国・地方を挙げて喜んでいいる。それだけに、地方、国全体を通じて盛り上がるような大会にさせていただきたい。あらゆる地域に夢を与え、日本の文化の良さなどをあらゆる地域から発信できるような大会にさせていただきたい。

また、特に地方の役割はいろいろな面があると思う。今回、オリンピック招致で活躍したフェンシングの太田選手は、京都の大山崎町でフェンシングを学んだ。大山崎町は平成元年の京都国体のフェンシング会場であった。大山崎町でその後開かれたフェンシング教室で学び、彼は平安高校から同志社大学へ進んでいった。全国津々浦々にそうした可能性のある子供たちがいる。そういった地域というものを大事にすることが、オリンピックの成功に結びつく大変大きな道筋になるのではないかと思う。

(水本全国都道府県議会議長会会長) 昨日、本会では、役員会を開き、地方六団体提出資料と同様の決議を行う方向性を確認した。

地方がおもてなしをしながら一生懸命大会を盛り上げるには、皆様方と協力し、団結した力の中で、オールジャパンで取り組むことが重要というお話をされたが、我々も同じ思いである。

政府からも、積極的な支援をお願いしたい。

(森全国市長会会長) 市民は、本当に喜んでいいる。その中で、長岡市民は長岡でどういう役割を果たせるかに関心がある。他の市でも同じ考え方がされているので、しっかりとこのオリンピックが東京の一人勝ちにならないように、全国の市長も何か役に立ちたいと思っている。選手の強化や観光客の増加、あるいは練習場の提供、その他いろいろあるが、前向きな姿勢でいいるので、是非支援を頂きたい。

また、特に長岡は、スポーツ企業でヨネックスがあるので、企業と連携していろいろなことを実施しようと計画をしているが、そのような面でも国の支援が必要になるとときには、お願いするので、その積極性を酌んでいいただきたい。

(藤原全国町村会会長) 日本全体で盛り上げるためには、海外からの観光客や選手が多く地域に訪れる方策を考えていいただきたい。また、各国の競技チーム、選手等とのふれあいも各地でできれば大変有意義なことであり、キャンプ地はできる限り全国に分散させる方法を考えていいただきたい。

(下村東京オリンピック・パラリンピック担当大臣) いろいろと御意見を頂き、感謝申し上げます。日本が成熟社会に向かっている中、東京だけではなく、日本全体をいかに活力のある国、地域にしていくかオールジャパンとしての課題の位置づけを東京オリンピック・パラリンピックにしてい

たい。

ただ、競技そのものは都市での開催、さらに、今回はコンパクトにするため、東京でも臨海部だけでの開催になる。それ以外の、文化芸術、あるいは他のソフト、ハードの部分については、日本全体が元気になるような位置づけをする。

オリンピック担当大臣は過去2回あったが、それぞれ開催が決まって2年以上経ってから設置された。今回のように1週間も経たないうちにすぐ決まったのは、総理が、このオリンピックをきっかけに日本全体を元気にしていこうとする表れでもあると思う。

今、政府の中で内閣官房2020年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室が中心となり、各省庁間のいろいろな調整や新たな意見の取りまとめをしており、5カ月以内に東京都と推進委員会を作ることになっている。そういうところに地方関係者の方々の意見もきちんと反映できるような形を取りながら、まさにオールジャパン体制の制度設計、連携をしながら、7年後に向けて対応していきたいと思う。

○協議事項（平成26年度予算概算要求等）について

（山田全国知事会会長）平成26年度の概算要求については、資料2を提出しているが、冒頭に申し上げたように、地域経済をどう元気にしていくのか。デフレ脱却、経済再生という国の大きな目標は地方にとっても非常に大きな目標であり、全力を注いでいきたいと思うが、地域に対する対策について、きめ細かな配慮をお願いしたい。

まず1点目は、特に地方財政である。アベノミクスの効果で、経済についてはかなり先行きに明るい見通しが出てきている。ただ、効果には濃淡があり、格差も広まってきているのではないかと懸念している。格差を是正する財政システムが今まで以上に重要になってくるのではないかと考えている。その点から、地方交付税の総額確保が、我々にとっては大きな命題になり、特に特例加算の問題等、地方の経済を支えていく内容が重要になってくる。是非とも、特段の配慮をお願いしたい。

2点目は、地域の経済を支えてきたことについては、この場でも何度も申し上げているように、基金が非常に大きな役割を果たしてきた。例えば雇用の基金などが地域の雇用を支えてきた。そのほとんどが平成25年度で切れてくる。厚生労働省の勤労統計を見ても、賃金が上がってきている傾向はまだ出ていない。逆に地域では、地方公務員もそうだが、賃金が下がるという給与デフレが続いている。また、介護職員処遇改善等の臨時交付

金のように、福祉の現場の給与を支えている基金、地方消費者行政活性化基金のように、消費関係の相談の基金といった、きめ細やかな基金が全部平成25年度で切れる。そうした点について、いろいろな面で細かな内容まで目を通していただき、基金が担っている役割を見ていただきたい。この他、地方にとって非常に大きな問題になっている少子化について、安心子ども基金もいよいよ期限を迎える。少子化危機を突破し、女性の参画により地域を元気にするという政策目的について、地域がそれぞれの状況に応じて裁量の余地を働かせることができるような財政対策をお願いしたい。4月から消費税が増税されても、温かみのある、きめ細やかな地域政策を打つことによって、地域全体が元気になり、日本再生に結びつくように我々も全力を挙げていきたい。

地方税については、市長会や町村会からお話すると思うが、地方の役割について、是非とも理解を賜りたい。

(森全国市長会会長) 消費税率の引き上げについては、地方消費税率の引き上げというよりは、安定財源の確保を求めてきたわけであり、引き上げ方針の決定については、大変評価させていただく。

また、12月中旬に新たな経済対策の策定を行うと伺っているが、積極的に協力してまいりたい。

簡素な給付措置の実施に当たっては、具体的な実施方法やスケジュールを早期に示した上、私どもの意見を十分に踏まえた制度設計をし、また、給付にかかわる経費については、確実に負担していただきたい。

固定資産税の償却資産に対する課税については、地方の状況を配慮して年末に判断するという話である。これについては、具体的な事例を申し上げますと、地方は地方で赤字企業対策とか、設備投資対策を様々な角度で実施している。長岡市の事例を申し上げますと、技術開発の研究開発支援、あるいは設備投資、固定資産税3年分を前倒しで補助をする、信用保証料を補助して融資を受けやすくするなど、様々な政策を実施しており、財源がなくなると、これが全てできなくなる。結局、企業にとってメリットがなくなるといふ面があり、是非理解を賜りたい。むしろ地方の政策と協働して実施した方が、企業は喜ぶと思う。

減税は、黒字の企業、大企業、中小企業、あらゆる企業が対象になるが、地方が実施しているこのような事業は、赤字の企業、基盤が弱い事業、中小企業等に対象を絞っており、効果が高いということも理解を賜りたい。

したがって、固定資産税の償却資産については、制度の根幹を揺るがす見直しは行わずに、現行制度を堅持していただきたい。

自動車取得税については、安定的な代替財源の確保が同時に措置されな

い限りは、現行制度を堅持していただきたい。自動車重量税についても、
税収の4割が市町村に譲与されているという実態を踏まえ、所要の財源を
確保していただきたい。

ゴルフ場利用税は非常に額が小さいが、偏在性が非常に強い収入であり、
ゴルフ場関連経費はかなり使っているので、この制度も維持していただき
たい。

地方財政対策については、引き続き、地域経済活性化に取り組む覚悟で
あるので、地方単独事業を含めた財政需要を適切に地方財政計画に反映し
ていただきたい。

国民健康保険の運営主体の都道府県への移行をお願いしているが、前提
として、国保の財政基盤の強化が必要だという点は踏まえていただきたい。

先ほど総務大臣に意見申し上げたが、地方公務員給与については、地域
経済に影響するので、削減措置は今年度限りでお願いしたい。

(佐藤全国市議会議長会会長) 森会長の発言の関連であるが、特に、固定
資産税は基幹税目であるので、償却資産課税の見直しが行われたら、地方
は大変なことになることから、全国の地方議会でも、大変大きな危機感を
持っている。是非現行制度の堅持をお願いしたい。

また、車体課税についても、代替財源が示されない中では見直されない
ようお願いしたい。

(水本全国都道府県議会議長会会長) 1点目は、地方交付税総額の増額を
お願いしたい。

2点目は、臨時財政特例債関係である。この在り方の全面的な見直しと
早期の解消を行っていただきたい。これらにも関係があるが、東日本大震
災からの早期の復興と、特に原発事故の対策については、早急な予算確保
をお願いしたい。

いろいろな思いのあることであり、理解をお願い申し上げます。

(藤原全国町村会会長) 私ども町村の多くは、基幹産業が農林漁業である。
農山漁村地域は担い手の減少、耕作放棄地の増加、過疎化、高齢化の進行
で、長期的な衰退傾向に歯止めがかからず、深刻さが増してきている。今
や農林漁業と農山漁村の再生は、待ったなしで行わなければならない。

先般、内閣は経済政策パッケージを決定し、その際、総理は、額に汗を
かいて全国津々浦々で働く人々に経済成長の実感を届けていきたいという
決意を述べられた。その中で今後新たな経済対策を策定し、地域活性化の
ための農林漁業の六次産業化の推進などの措置を具体化する方針を示され
たが、私ども町村長もこれまでとは次元の異なる地域再生策を大いに期待
している。

こうした国の政策と連携し、私どもも地域の再生に全力を挙げる所存であるが、農山漁村地域の産業基盤は脆弱であり、地域の実情を踏まえた行政の支援が欠かせない。このため、今後の補正予算や来年度予算を通じて、自治体が補助事業の裏負担や単独事業等に迅速に、弾力的に対応できる地域活性化のための交付金など、地方財源をしっかりと確保していただきたい。

一方、皆様の尽力により、地方消費税の引き上げが決まり、地方が担う社会保障の安定財源が確保できることについては感謝を申し上げる。

その上で、来年度の税制改正で、土地と家屋と一体となって事業者の生産活動を支えていることに着目して課税している償却資産に係る固定資産税を始め、車体課税、またゴルフ場利用税など、市町村の財政に大きな影響を与える事項が検討の俎上に上がっており、町村長は心配している。町村にとっては、いずれも極めて重要な財源であるので、現行の制度を堅持する等、国の責任で行うべき経済対策の手段とするようなことは避け、地方の重要財源をしっかりと守っていただきたい。

加えて、町村にとって命綱である地方交付税に対して、歳出特別枠を当面維持し、必要な総額を確保していただきたい。

最後に、低所得者対策としての簡素な給付措置については、対象者の把握など非常に難しい点がある。市町村の事務が過重になったり、現場での混乱が生じたりしないよう、万全の制度設計をお願いしたい。

また、給付の実施に必要な経費については、全額国の責任において、是非措置していただきたい。

(蓬全国町村議会議長会会長) 1点目は、一般財源の総額や、地方交付税の総額の確保は、それぞれの町村としては、非常にニーズが多様化しており、そういった中で財政も厳しいことから、是非総額を確保していただきたい。

2点目は、税制の問題である。償却資産にかかる固定資産税は、見直しとなっているが、全国の町村の中でいろいろと企業を誘致したりして固定資産税が入り、財政が裕福になった、交付税の不交付団体もある。そういう条件の中で償却資産にかかる固定資産税がカットされ、今までの不交付団体が、また交付団体になると、頑張った町村はあまり力が入らないようになる。そうならないように、見直しではなく、その話は棚上げにしていきたい。

ゴルフ場利用税や自動車重量税の問題も我々の考え方、要望を十分反映していただきたい。

(山田全国知事会会長) 資料2については大体出尽くしているが、1点、

公共事業の関係を述べる。

公共事業については2つ局面があり、1つは、今年非常に増やしていただいたので、大きな効果をもたらしているが、人手不足もあり、建設業界もなかなか大変な状況である。

一方で、京都もそうだったが、今年は災害とかそうした面で老朽化対策も含めて、国土強靱化でやらなければならない点は逆に増えている。かなり長期的な見通しに立った公共事業対策を講じないと、急速に事業がしぼむのであれば建設業界も人を増やせないであろう。長期的にこれだけ公共事業を確保するのだという姿勢に立たないと、なかなか上手く消化できないという状況が生まれつつある。

それだけに、来年度についても、国土強靱化の防災対策について、しっかりとした予算を組んでいただきたいし、ある面では、国の事業と同時に、地方にも裁量の余地のある財源確保をしていただくなど、長期的な見通しに立った形の対策をお願いしたい。

○協議事項（地方分権改革の推進）について

（新藤総務大臣兼内閣府特命担当大臣（地方分権改革）） 地方を所管する総務大臣として、六団体の皆様方には、大変協力、理解を頂き御礼申し上げます。

担当大臣として、地方分権改革の成果について取りまとめたものがあるので、報告したい。資料3-1を御覧いただきたい。

平成7年以降の第1次分権改革では、475本の法律を改正した。そして、機関委任事務制度の廃止、国の関与の新しいルールの創設等を実現した。

また、第1次安倍内閣で設置した地方分権改革推進委員会の勧告に基づき、第2次分権改革では、義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲等を着実に実現してきた。

この見直すべきとされた義務付け・枠付けについては、1,316条項のうち975条項、74%を見直した。また、基礎自治体への権限移譲については、105項目のうち72項目、69%の見直しを実施した。

残された課題としては、国から地方への事務・権限の移譲等であり、残ったものについては、引き続き取り組んでいくが、地方分権改革推進委員会の勧告については、かなりの部分が達成できたのではないかと。

2ページの国から地方への事務・権限の移譲等については、「当面の方針」を地方分権改革推進本部で決定した。私が大臣になり、地方分権改革推進本部と地方分権改革有識者会議を、決定機関と調査・審議機関に分けて、個別

具体的に進めている。そして、移譲の対象となる100事項について対応方を定めたので、次期通常国会に第4次一括法案として提出する方向で進めている。

4ページには、第30次地方制度調査会答申において、都道府県から指定都市にできるだけ事務・権限を移譲すべきという答申を頂いた。これについても、ただ今申し上げた第4次一括法案の中で、国から地方への事務・権限の移譲等とセットで法案として提出する。

最後に、5ページを御覧いただきたい。平成5年の衆参両院の「地方分権の推進に関する決議」から20年を迎えている。できるものはかなりの部分で進んでいる。これについては、一度、これまでの地方分権改革の総括と展望をまとめ、地域の皆様に地方の優良事例を案内し、自治体運営の参考にしていただきたい。

これらについては、地方分権改革有識者会議の中で取りまとめをして、全国に向けて発表をしたい。

併せて、この地方分権改革がどのように進んできたかを、国民の皆様に知っていただくことも重要であるので、これまでの成果や優良事例を分かりやすく発信する。ホームページの再構築はもちろん、フェイスブックやツイッターなど、SNSと言われている情報手段を使い、新しい取組も組み込んだ上で、皆様にお知らせしていきたい。先進的な取組を見て、その他の自治体で参考にしていただければ有り難いし、何よりも20年に渡り行ってきたことであるので、国民にきちんと理解を頂けるようにしたい。

私どもの最大の使命は、地方分権改革を行い、その成果を地域の住民に還元することである。それは行政の効率化、利便性の向上等であるが、こういったものを地域のそれぞれの皆様に実感していただくことが重要である。まずは六団体の皆様とよく連絡を取りながら、そして、これまでの成果も生かしながら、この地域の課題解決のために共に進んでいきたい。

(山田全国知事会会長) 資料3-2に意見を提出している。

安倍総理の冒頭の御挨拶や、今の新藤大臣の御発言のように、この間、地方分権改革について大変理解を頂き、かなり事務・権限の移譲が前進し、評価しており、お礼申し上げたい。

それだけに岩盤部分が目立ってきているのも事実であり、例えば太陽光の発電を耕作放棄地に導入するといっても、農用地域だとか、第一種農地であれば絶対に導入できない。耕作放棄地の農地転用がなぜできないのか。地方に任せてもらいたい。

また、民間の保育所は、給食を外部に発注できない。保育士がこれから不足していく中でも、何としても待機児童をなくしていこうではないか。

横浜市も、結局独自の保育所を作らなければならない。これは横浜市のような財政力のあるところはいいが、財政力のないところでは保育所を新たに作るのは難しい。それでなくても、「従うべき基準」が多過ぎる。そろそろブレークスルーを作っていただき、「従うべき基準」はやめようではないか。地方にいつまでも責任を持たせないような仕組みは、従わなければいけないのだと決めてしまえば、決めてしまうほど、地方は無責任になる。地方が自ら説明責任を果たし、条例等を定める体制をとらないと、本当の意味での地方分権、責任ある地方自治体というのはできない。是非とも岩盤の規制を取り除く作業に入っていただきたい。

(水本全国都道府県議会議長会会長) 地方分権改革については、手つかずという部分はほとんどなくなったのではないかと思う。

しかしながら、山田全国知事会会長が言われたように、積み残された部分が岩盤部分と言われているが、厳しい部分もあることは分かっている。

我々議会としても、こういった部分については、首長と共に一生懸命頑張っていく方向であるので、地方分権改革は休むことなく進めていただきたい。また、我々の審議も地方分権改革の中で議論を頂き、創意工夫ができるようになった。

そういった面では、首長と共に、もう少し前へ進んでみたい。どうかこの点についても、十分に配慮いただき、地方分権改革を今以上に早く進めていただきたい。

(森全国市長会会長) 地方の方が独自の政策がたくさん出てきていると思う。特に田村厚生労働大臣の分野などは待たなしで需要があるので、新しい政策を立案し、対応していると感じるが、私が現役の頃に比べ、地方と国との交流が減っており、もっとお互いに議論し合い、実情を知り合うと、効率的になるのという部分が随分ある。

各省庁の縦割りを総合したところに新しい政策が出てくるというような実感が私にはある。霞ヶ関とお付き合いしていると、1つの政策に3つぐらいの省庁がぶら下がるようなことがある。国の方で実情を調べていただくと、いろいろな意味でお互いに得ることがあるのではないか。霞ヶ関の現場力が落ちているのではないかと思う。もっと霞ヶ関と交流したいというのが私の実感である。地方分権改革の価値については、そこでお互いに理解が行くのではないかという気がするので、是非また現場を見ていただきたい。

(佐藤全国市議会議長会会長) 地方分権改革を進めていただき感謝している。また、第30次地方制度調査会の指定都市への移譲についてもワンセットだということで、有り難い。

1点だけ申し上げると、権限移譲が進むと、議会側もしっかりとそれに
応じた議論をしていかなければならない。私たちが機能を強化していくた
めにも、地方自治法を始めとする諸規定の更なる見直しということも、1
つ観点に置き、議論を頂きたい。

○協議事項（社会保障制度改革）について

（田村厚生労働大臣） 資料4-1で説明させていただく。

1ページ目を御覧いただきたい。

社会保障制度改革については、社会保障制度改革推進法において、国民
会議の議論の結果を踏まえ、1年以内に法制上の措置を講ずるとされてい
るが、国民会議の報告書が8月6日に取りまとめられたことを踏まえ、次
期臨時国会に向け、プログラム法案を提出する。その法案の概要を報告す
る。

この法案であるが、受益と負担のバランスがとれた持続可能な社会保障
制度の確立を図るための改革を推進するため、少子化対策、医療サービスの
提供体制や医療保険制度に係る医療制度、更には介護保険制度及び公的
年金制度の各分野に関し、改革の検討項目と実施時期、そして関連法案の
国会提出時期の目途を規定している。

また、社会保障制度は、国と地方が一体となって安定的に実施していく
ということが大変重要であり、医療サービスの提供体制や国保の保険者、
運営等の在り方の改革などが検討項目として位置づけられている。これら
地方自治において重要な影響を及ぼすと考えられる措置を講ずるに当たっ
ては、地方六団体の代表者、また関係者の方々と十分に協議し、当該措置
について理解を得ることを目指すとする規定も盛り込んでいる。

各制度については、皆様方からいろいろと要望を頂いているので、それ
は2ページ目に一覧表でまとめている。

厚生労働省としては、皆様方の意見を十分にお聞きしながら進めていき
たい。

なお、先ほどから幾つか我が省のことでいろいろと意見を頂いたので、
少しここでまとめて回答させていただく。

まず、基金の話であるが、安心こども基金、緊急雇用創出臨時特例基金
に関しては、十分に皆様方の意見を頂きながら、次に向かって検討したい。
介護者の処遇改善の基金は、既に介護報酬の中に一体的に取り込んだので、
終了している。

簡素な給付措置に関しては、簡素な給付措置支給業務実施本部というも

のを厚生労働省に設置した。どういう段取りで進めていくかは、鋭意検討して進めていきたい。11月下旬には、事業実施方式の素案について、地方公共団体の皆様方に説明する場を作っていきたい。

なお、そのような事務的にいろいろな費用のかかる部分に関して、全額国が面倒を見て欲しいという要望を頂いた。「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」という、今年の10月1日の閣議決定では、「国は、簡素な給付措置の実施に要する費用について負担する」と書かれているが、全額という部分に関しては、これも十分に皆様と議論しながら検討したい。

国保については、もちろん国保は公的国民医療保険、皆保険のセーフティーネットであると認識しており、低所得者の方が多い、また高齢者の方が多いということで、非常に財政が厳しいということも十分理解している。

一方で、これから市町村と都道府県との役割分担もいろいろと議論しなければならないが、国保の財政支援の充実に関しては、皆様としっかり話し合いながら、対応する。

最後に、保育のお話があった。いろいろと岩盤規制が残っており、食事の提供について、外部発注を認めるべきだというお話であったが、3歳以上に関しては認められている。3歳未満に関しても、特区で公立の保育園においていろいろと検証している。

平成24年度に内閣府の構造改革特別区域推進本部評価調査委員会で実施された検証の結果、きめ細かな個別対応等が十分でないため、ガイドライン等を特区の公立保育所に周知徹底し、子ども・子育て関連3法の施行状況を踏まえ、平成28年に改めて再評価を行うこととしている。子どもは小さい時の方が食物アレルギーが多く、だんだん抵抗力がついてきて、なくなっていくということや、離乳食から切り替えるときに、それぞれ子ども一人一人の成長に合わせなければならないということで、評価したときにいろいろな問題点があった。そのようなものの改善を含めて、28年の再評価の中において見直しを図っていきたい。

(蓬全国町村議会議長会会長) 2点お願いしたい。

1点目は、国民健康保険制度である。どこの町村も一緒であるが、赤字で一般会計の方から多額の金額を投入している状況である。したがって、国保財政の安定的で早期な基盤づくりをお願いしたい。

2点目は介護保険であるが、これもそれぞれの市町村で内容によって格差が生じないように、十分検討していただきたい。

(山田全国知事会会長) 社会保障制度改革については、資料4-2で提出

している。まず、国民健康保険制度については、国保の性格が変わってしまった。昔は商店街とか農林漁業者の方がほとんどであったが、今は完全に無職とフリーターが大半を占めるという構造になっており、セーフティネットの最後の部分、ナショナルミニマムの最後の部分を維持している。そうしたナショナルミニマムを維持するための国の役割というものを十分に意識していただければ、我々都道府県も一生懸命取り組んでいく。

医療提供体制については、ビジョンだけでなくそれにふさわしい権限が必要である。

介護保険制度については、お話のとおりであるが、実際に介護従事者の給与が上がっているかどうか、検証していただきたい。相変わらず介護現場が人手不足になっている実情がある。しかも、要支援者への支援事業の主体を市町村に移すということが前提となってきた。この部分を1つ間違えると、介護保険制度自身が大変な状況になってしまわないかということを心配している。

今大きな問題は少子化対策であり、昭和30年代くらいには2,900万人いた0歳～14歳の子は、今は1,600万人と明治41年並みである。明治41年は、65歳以上の高齢者は260万人だったのに、今は2,900万人である。大変な状況の中で、我々地方も一生懸命やっている。特区等も含め、地域が少子化のために施策を打てるような体制を講じなければならない。少子化の点についても、思い切った対策を地方が講じられるよう、願います。

(水本全国都道府県議会議長会会長) 都道府県議会も十分議論し、内容については理事者とも議論をしていきたい。財源の確保、権限の付与はどのようになるかということをも明快に提示し、改革を行っていただきたい。

制度の改革案も出ているが、地方に負担が来るのではないかという思いが我々の側にある。資料の提示や情報の開示を行い、事前に方向性を見出していただけると議論しやすく、今後、国と地方の間でも早くより良い方向性が見出せるのではないかと思う。

(菅内閣官房長官) 今日は、地方分権改革を始め、4つのテーマについて皆様と意見交換をさせていただいた。まさに現場の声というものを聞かせていただいたが、皆様の意見をしっかりと受けとめ、実現できるように、取り組んでいきたい。

安倍政権として、先ほど総理からお話があったが、地方の元気なくして国の元気はない。これが基本姿勢であり、これからも皆様としっかり連携をとりながら取り組んでいきたいと思うので、どうぞよろしく願い申し上げます。

(以上)